

神戸市立体育施設条例施行規則の一部改正に関する市民意見の概要及び神戸市の考え方

1. 意見募集期間 令和8年2月2日（月）～令和8年3月3日（火）

2. 提出された意見 1通、1件

3. 意見の概要と本市の考え方※意見内容は趣旨を損なわない程度に要約

番号	意見	意見に対する神戸市の考え方
1	使用時間帯が九時から夕方五時までとのこと。理由が日照の関係ならば、夏はもうちょっと長くできるのではないか。時間帯の設定の経緯を明らかにしてほしい。	使用時間帯については同種施設の使用時間帯を参考に設定しています。夏期の使用時間の延長につきましては今後管理運営していく中で、利用者の皆さんからのご意見もいただきながら、検討してまいります。